

障害等による学修上の支援

- 障害等の理由により、本学での学修上の支援や配慮を要する必要がある場合 には、その内容を判断して支援を実施することがあります。
- 希望する学生は、クラス担任と相談の上、必要書類とあわせて、学生課まで申し出てください。

対象となる障害の例	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、慢性疾患、難病その 他の機能障害、発達障害(自閉スペクトラム症、注意欠 陥多動症、限局性学習症)、精神障害 等
支援の範囲	本学における支援は、教育上必要と思われる内容に対して実施を検討します。福祉制度などの活用や家庭での生活支援は、対象ではありません。
申し出の際の注意事項	 障害等による支援の必要性を確認するため、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)もしくは医師による診断書の複写の提出を求めます。 申し出の後、学生本人・保護者、本学の関係部署との協議の場を設けることがあります。